

<p>一般社団法人青森県作業療法士会広報誌</p> <h1>Wa!!</h1> <p>—web版—</p>	<p>—第12号—</p> <p>一般社団法人 青森県作業療法士会 広報誌 Wa!!-web版-</p> <p>○発行日： 平成26年2月28日</p> <p>○発行責任者： 青森県作業療法士会 原長也</p>
---	---

休刊にあたって

一般社団法人 青森県作業療法士会副会長 古川 功

広報誌（年2回）は、印刷物として平成16年度より発行し、1年間の休刊を経て、平成20年度からWeb版の形で発行してきました。また、誌面の構成に関しては会員へ記事を依頼し、執筆の協力を得ながら内容の充実に努めてきました。

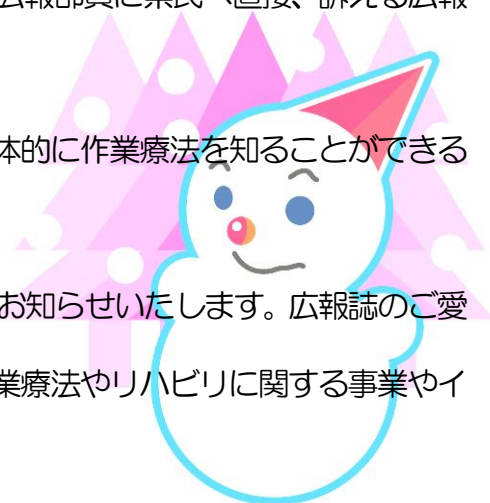
今回、これからの広報活動を計画する上で、広報誌を休刊することとしました。その理由は広報活動の方向転換にあります。

当作業療法士会の広報活動につきましては、第10号において紹介していますが、今年度から健康祭りへの参加という新たな活動が加わりました。さらに、以前からの公開講座も弘前市中心であったものから、八戸市でも開催するなど、活動範囲が拡大しています。

この中で、健康祭りでは、800名を超える来場者の方に広報し、公開講座も例年を超える参加者で開催することが出来ました。この実績より、広報部員に県民へ直接、訴える広報の重要性が認識されました。

休刊は、県民の身近なところで広報活動を展開し、具体的に作業療法を知ることができる広報を目指す、その結果であるご理解ください。

今後は、このホームページにおいて広報活動の内容をお知らせいたします。広報誌のご愛読と同様、これからの活動にもご注目頂き、お近くで作業療法やリハビリに関する事業やイベントがありました際は、ご参加をお願いいたします。



平成25年度「市民の健康まつり in 弘前」 に参加して

今年度、青森県作業療法士会は、弘前市で毎年開催されている「第27回市民の健康まつり」に初めて参加しました。

開催日は平成25年7月6日（土）、7日（日）の2日間であり、会場は弘前市保健センターにて行われました。青森県作業療法士会の出展は、作業療法ブースとして認知症に関する相談と転倒予防に関する相談を行いました。

認知症に関する相談では、認知症を調べる方法についての説明や認知症予防のための毎日の過ごし方などのお話しをしたり、質問を受けました。転倒予防に関する相談では、転倒による生活への影響についての説明や転倒予防のための運動の方法などをお知らせしたり、質問を受けました。

また、家に帰った後も健康を意識できるように両方の相談に関連したパンフレットや作業療法士に関するパンフレットの配布を行いました。さらに、小・中・高校生には、作業療法士の仕事の内容や資格取得の方法が書かれたパンフレットを配布して職業選択において興味を持ってもらえるよう働きかけました。



その結果、作業療法ブースには、1日目は364名、2日目は437名、合計801名と多数の方々が立ち寄ってくれました。

来年度も青森県作業療法士会では、弘前で開催される「第28回市民の健康まつり」に参加を予定しております。弘前市の広報等で日時を確認の上、是非、作業療法ブースにお越しください。お待ちしております。

平成25年度公開講座について

青森県作業療法士会では、県民の皆様にご作業療法や作業療法士を知って頂く事を目的とした公開講座を、年2回開催しております。今年度の公開講座が無事に終了しましたので、この場を借りてご報告いたします。

平成25年9月7日に八戸市総合福祉会館にて、東八戸病院の作業療法士である大塚基永先生が「認知症のリハビリテーション」について講演して下さいました。また、11月23日には弘前文化センターにて弘前大学大学院保健学研究科の野田美保子先生が「発達が気になる子どもの心と体(運動)を育てるリハビリテーション」について講演して下さいました。

今までの公開講座は弘前市のみの開催でしたが、今年度は八戸市での開催を試みました。公開講座を企画・運営している広報部の部員は弘前・青森地区に在籍しているため、ポスターやチラシを配布する場所を検討する所から手探りの状態で不安がありました。しかし、講師が八戸で活躍している作業療法士であったのが功をなし、会場が一杯になるほどの参加者にご来場して頂きました。

また11月の公開講座では、家族で参加する方が目立ち質問や相談等も多く、子どものリハビリに対する関心の高さが伺われました。

来年度の公開講座は、今年の秋頃の開催を予定しております。詳細が決まり次第、この青森県作業療法士会のホームページに掲載しますのでご確認ください。また、お近くで公開講座が開催される際には是非ご参加下さい。皆様ご参加お待ちしております。



作業療法の範囲について

今まで広報誌は、作業療法の実際を具体的に伝えてきました。

作業療法は、日常生活に関わる諸活動を『作業活動』と呼び治療や援助もしくは指導の手段としています。

さらにその手段を用いた内容をわかりやすく示した文書に、私たち作業療法士の監督官庁である厚生労働省の医政局長通知があります。(文章内にあるADLとは日常生活動作の略称であり、IADLは手段的日常生活動作の略称です)

○作業療法の範囲

理学療法士及び作業療法士法第2条第2項の「作業療法」については、同項の「手芸、工作」という文言から、「医療現場において手工芸を行わせること」といった認識が広がっている。

以下に掲げる業務については、理学療法士及び作業療法士法第2条第1項の「作業療法」に含まれるものであることから、作業療法士を積極的に活用することが望まれる。

- ・移動、食事、排泄、入浴等の日常生活活動に関するADL訓練
- ・家事、外出等のIADL訓練
- ・作業耐久性の向上、作業手順の習得、就労環境への適応等の職業関連活動の訓練
- ・福祉用具の使用等に関する訓練
- ・退院後の住環境への適応訓練
- ・発達障害や高次脳機能障害等に対するリハビリテーション

医政発0430第1号(平成22年4月30日)

「医療スタッフの協働・連携によるチーム医療の推進について」より

また、作業療法は、年齢に関係なくこころや身体の病気によって日常の生活に支援が必要なたすべての人々に関わります。

その中で、上記の範囲は関わる問題の多様な側面も示していますが、私たち作業療法士は、その人らしい生活が獲得できるよう問題の改善に取り組んでいきます。 <広報部>

—編集後記—

これまでに発行した広報誌は、このホームページ内で見ることができます。今一度、過去の広報誌もご覧になり作業療法に対する見識を高めて頂きたいようお願い申し上げます。

一般社団法人青森県作業療法士会 事務局

〒036-8564弘前市本町66-1
TEL & FAX : 0172-39-5991
ホームページ : <http://www.aomoriot.org/>